別添七十五2・4・中「直流電気式警音器の場合、自動車の原動機は停止して行う」を「この場合において、次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする」に改め、次の三号を加える。

(a)　原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

(b)　原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリから供給する方法

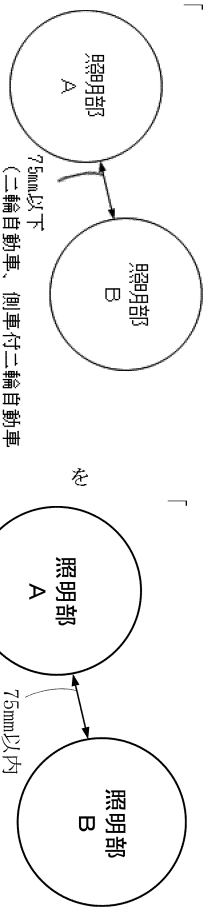
(c)　警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法

同別添2・8中「93dB」を「87dB」に改める。

別添九十一の表中「2.2階客室の座席は、前向きに設けられたものでなければならない。」を削り、「3.2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。」を「2.2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。」に改める。

別添九十四2・3・1・中

「



を

に

」

改める。

別添百3・5・5・中「同規則第3改訂版補足第4改訂版」を「同規則第3改訂版補足第5改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百二十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

15　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十七条の二第三項並びに同項の規定に基づく細目告示第二十一条第三項、第九十九条第三項及び第百七十七条第三項の規定は適用しない。

一　平成三十二年一月十九日以前に製作された電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成三十年一月二十日以降に指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式の認定を受けた検査対象外軽自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二　平成三十二年一月十九日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。以下この号及び次号において同じ。）以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成三十二年一月十九日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

三　平成三十二年一月十九日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、平成三十二年一月十九日までに当該改造等が行われるもの

第十五条第十四項中「改正前の保安基準第十八条第六項」を「改正前の保安基準第十八条第五項」に改め、同条第二十二項中「改正前の細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項」を「改正前の細目告示第二十二条第十一項及び第百条第十四項」に改め、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十八条第五項並びに細目告示第二十二条第十一項及び第百条第十四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第二百二十六号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに第二十二条第十一項及び第百条第十四項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年一月十九日以前に製作された自動車

二　平成二十五年一月二十日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年一月二十日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のボールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十九条第六項中「同規則第17号第8改訂版補足第2改訂版」を「同規則第17号第8改訂版補足第3改訂版」に改める。

第二十条第十二項中「同規則第7改訂版補足第5改訂版」を「同規則第7改訂版補足第6改訂版」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

27　平成三十三年一月二十日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第四改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二　平成三十二年六月十四日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第二百二十六号）による改正前の細目告示第二百四十八条の規定に適合するものであればよい。

第七十一条に次の一項を加える。

14　平成三十三年一月二十日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車以外の原動機付自転車については、細目告示第二百五十二号第一項第三号及び第二百六十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第四改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。